

# 北広島市集中改革プラン

(平成 19 年度改訂版)

北 広 島 市

平成 20 年 3 月

# 北広島市集中改革プラン

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 北広島市集中改革プランの公表について     | 1  |
| I 事務・事業の再編・整理等         | 2  |
| 1 政策評価の実施              |    |
| 2 補助金の見直し              |    |
| 3 負担金等の見直し             |    |
| 4 受益者負担の見直し            |    |
| 5 行政サービスの向上と電子自治体の構築   |    |
| 6 個別事業の見直し             |    |
| II 民間委託等の推進            | 6  |
| 1 民間活力の導入など            |    |
| III 定員管理・給与の適正化        | 8  |
| 1 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し |    |
| IV 出資団体の見直し            | 9  |
| 1 プラン策定の目的             |    |
| 2 見直しの対象団体             |    |
| 3 見直しのための具体的な取組み       |    |
| V 経費節減等の財政効果           | 13 |
| 1 長期財政推計               |    |
| 2 財政改善の目標              |    |
| VI その他                 | 16 |
| 1 市民参加の推進              |    |
| 2 情報の共有化               |    |
| 3 協働の推進                |    |
| 4 財源確保の取組み             |    |
| 5 財政の健全性の維持            |    |
| 6 簡素で効率的な行政組織          |    |
| 7 人材育成の推進              |    |

## 北広島市集中改革プランの公表について

これまで市では、平成 8 年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として改革に取り組んできました。また、平成 13 年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築を目指して改革を進めてきました。

しかし、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新たな行財政改革の取組みが必要となっていたことから、平成 15 年度から新たな行財政構造改革の検討を開始し、有識者による北広島市行財政構造改革委員会（平成 15 年 7 月から平成 17 年 3 月まで設置）からの「行財政構造改革に関する提言」を受け、17 年 5 月に「行財政構造改革大綱」を策定しました。この大綱に基づいて、公営企業を含めた市役所の業務全般について見直しを行い、「行財政構造改革・実行計画」及び「出資団体見直しプラン」を作成し、市役所全体で改革に取り組んでいます。

このような取組みを行う中、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が平成 17 年 3 月に示され、平成 17 年度から平成 21 年度までの具体的な取組みを明示する計画として「集中改革プラン」の公表が求められていました。このため、市はこれまでに策定した「行財政構造改革大綱」、「行財政構造改革・実行計画」、「出資団体見直しプラン」を、国が指針に掲げている区分に整理し、「北広島市集中改革プラン」として公表するものです。

### 集中改革プランの見直しについて

それ以来、行財政構造改革に取り組んできましたが、自治体を取り巻く税制などの環境が変化してきたことや市の第 3 次実施計画策定に伴い、長期財政推計の見直しが必要となりました。実行計画についても、特に市民生活に影響を及ぼす改革では調査・検討や市民への周知と理解を得るための期間を長くするなどにより当初の取組予定を修正したり、法律や制度の改正により取組内容を修正するなどの状況変化があるため、平成 19 年度に実行計画を見直しました。その結果、複数の改革項目で実施予定時期を修正したほか、2 項目を改革停止、1 項目を追加しました。

この実行計画の見直しに伴い、「集中改革プラン」を見直して平成 19 年度改訂版として公表します。なお、改訂版では実行計画に合わせ、22 年度以降の実施予定を示した部分があります。

# I 事務事業の再編・整理等

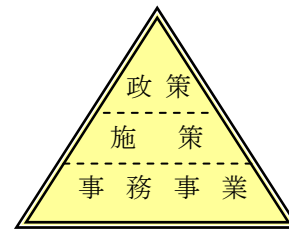
## 1 政策評価の実施

限られた資源（人材、財産、予算）を効率的・効果的に活用し、成果をより重視する行政運営の仕組みを構築するため、政策評価を充実していく。

評価結果は、事務事業の改善や重点化などに活用するとともに、市民や議会に公表し、市の行政運営を議論するための道具として活用されるよう積極的に情報提供を行っていく。

市の行政活動は、「政策」－「施策」－「事務事業」という三層の構造として捉えることができる。本市ではまず事務事業を対象として評価を実施しており、今後その習熟度に応じて、施策や政策を評価の対象としていく。

評価結果を予算編成や実施計画の進行管理などに活用するとともに、評価の客観性や信頼性を確保するため市民等による外部評価導入の検討を進める。さらに今後は、行政運営に「計画→実施→評価→改善」というサイクルを定着させることにより、政策決定や予算編成などのシステムを再構築していく。



行政活動の三層構造

| 改革項目      | 実施内容  | 実施予定年度     |
|-----------|---|------------|
| 事務事業評価の充実 | 評価結果を予算編成や施策方針に活用するとともに、市民に分かりやすい形で積極的に評価結果を公表する。 | 20<br>(一部) |
| 施策評価の導入   | 事務事業の選択や重点化を図るため、施策を構成する事務事業の優先度を明らかにする施策評価を導入する。 | 21         |
| 外部評価の導入   | 評価の客観性や信頼性を確保するため、市民等による外部評価制度を導入する。              | 19         |
| 公共施設評価の導入 | 事務事業評価を補完するため、分野別の評価として公共施設評価を導入する。               | 21         |

## 2 補助金の見直し

補助金は、市民福祉の向上をめざし公共性や公益性を有する活動に対して支出するものである。今後補助金交付の透明性や効果をより一層高めるため、次の見直しを実施する。

### (1) 補助金等に関する基準の策定

補助金等の執行にあたっては、次の①から⑤を基準とする。

- ① 運営費補助から事業費補助への切り替え
- ② 補助金等の終期設定
- ③ 団体事務の行政部局への委任の禁止
- ④ 類似補助金等の統廃合
- ⑤ 補助金等の審査方法の確立

### (2) 市民などによる補助金等を審議・答申する機関の設置

市民などによる補助金の審査機関を設置し、補助金等の内容について審査を行う。

### (3) 公募型補助金制度の確立

市民の公益・公共部門への積極的な参加を支援するため、公募による補助制度を確立する。

| 改革項目              | 実施内容   | 実施予定年度     |
|-------------------|--|------------|
| 補助金の終期の設定         | すべての補助金について、補助期間を原則3年間とする。                               | 20         |
| 補助金廃止の検討          | 事務事業評価において「廃止検討」となった補助金について、廃止に向けて関係団体との協議等を進める。         | 17・18      |
| 運営費補助から事業費補助への切替え | 補助金の使途の透明化を図るため、補助金について、原則として運営費補助から事業費補助への切り替えを進める。     | 22<br>(一部) |
| 補助団体への事務局の移管      | 団体の組織育成の観点から、補助団体の事務局を行政部局は担わないこととし、補助金について関係団体との協議を進める。 | 22<br>(一部) |
| 公募型補助金制度の導入       | 市民の公益公共部門への積極的な参加を支援するため、公募による補助金の制度を導入する。               | 20         |
| 補助金の審査機関の設置       | 公募型補助金も含めて補助金を審査するため、市民による補助金の審査機関を設置する。                 | 19         |
| 補助金の審査方法等の確立      | 補助金の統一的な審査方法、基準を確立するとともに、補助金執行後のチェック体制を強化する。             | 20         |
| 福祉施設整備支援事業の見直し    | 福祉施設の整備に対する補助のあり方を見直し、方針を明確化する。                          | 18         |

## 3 負担金等の見直し

市町村の事務の一部を共同で処理するために設立した一部事務組合については、組合自らが業務の見直しや事務の効率化を図り、負担金の軽減を図るよう、構成団体として要望していく。特に、し尿処理の今後のあり方については、様々な角度から検討していくことを要望する。

また、市が加入している各種協議会等については、あらためて加入意義の再検討を行い、負担金の減額について要望していくとともに、場合によっては脱会も視野に入れて検討する。

| 改革項目           | 実施内容   | 実施予定年度     |
|----------------|--|------------|
| 各種協議会等への加入の見直し | 市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合も含めて負担金の減額を要望していく。                | 20<br>(一部) |
| し尿処理業務の見直し     | 道央地区環境衛生組合に対して、組合業務の見直しや事務の効率化、負担の軽減などを図るよう構成団体として要望していくとともに、し尿処理のあり方について抜本的な見直しを提起する。 | 20<br>(調査) |

## 4 受益者負担の見直し

公共施設を維持するには経費を要しており、使用料が無料の公共施設では、維持費はすべて税金等で負担している。しかし、公平性の観点からみると、施設利用者に維持費の一部を負担していただくことが必要だと考えられる。たとえば、地区住民センターや地区体育館などの施設の維持管理経費については、サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考慮し、

受益を受ける利用者に負担を求めるとともに、従来の減額・免除制度の見直しを行う。

このような考え方にに基づき、次の方策を実施していく。

- (1) 現行の使用料・手数料の管理コストや利用実態等を検証し、適正料金への見直しを行う。
- (2) 現在無料の行政サービスについても、原則有料化への見直しを行う。特に家庭系廃棄物の処理については、減量化を進めるとともに有料化を実施する。
- (3) 実質的に利用者の負担があるもの(受講料、参加料、各種検診負担金など)についても、原価を検証し適正料金への見直しを行う。

| 改革項目            | 実施内容  | 実施予定年度 |
|-----------------|---|--------|
| 無料施設の有料化        | 利用料が無料となっている公共施設について、管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、有料施設への転換を行う。    | 20     |
| 有料施設の使用料見直し     | 公共施設の管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を行う。                  | 20     |
| 家庭ごみの減量化・有料化    | 家庭系廃棄物の処理について、市民への情報提供を積極的に行いながら、徹底したごみの分別などにより減量化を進めるとともに有料化を実施する。 | 20     |
| 手数料の見直し         | 各種手数料のコスト等の状況を検証し、適正料金への見直しを行う。                                     | 20     |
| 受講料・参加料の見直し     | 各種スポーツ教室等の受講料などについて受益者負担の見直しを行う。                                    | 18     |
| 学童クラブ運営事業の見直し   | 利用者負担のあり方を検討し、受益者負担を導入する。   | 21     |
| 機能訓練教室事業の見直し    | 機能訓練教室事業の送迎費用の一部に、自己負担の制度を導入する。                                     | 17     |
| 下水道管理図面頒布費用の見直し | 地図情報の図面印刷サービスに係る経費について頒布費用の見直しを行う。                                  | 18     |
| 学校開放事業の見直し      | 学校開放は市民に開かれた学校として利用が定着している。今後は、人件費や維持管理費の面から受益者負担と運営システムについて見直しを行う。 | 22     |
| 三市交流事業の見直し      | 札幌市厚別区、江別市、北広島市の三市交流を市民主導の交流事業に育て、参加者負担の検討を行う。                      | 18     |

## 5 行政サービスの向上と電子自治体の構築

日常的に市民と関わりの深い窓口サービスを効果的、効率的に提供することで、市民満足度を高めていくとともに、それを支える情報基盤を充実し、業務改革を進める。

### (1) 窓口サービスの向上

- ① 複数の申請・手続き等を1か所で可能とするワンストップサービスの導入
- ② 職員の接客能力の向上
- ③ 窓口業務時間の延長

### (2) 電子自治体の構築と業務改革の推進

現在、ITを活用した業務の効率化を目的とした電子政府、電子自治体の構築が進められており、これらの環境に効果的に接続できる行政システムを構築していく。

- ① 各種情報系システム（文書管理、電子決裁、電子入札、契約）の構築
- ② 市民サービス向上を図る行政事務データベースの構築

| 改革項目                      | 実施内容  | 実施予定年度     |
|---------------------------|---|------------|
| ワンストップサービスの実施             | 転入・転居などの際に国民健康保険や老人保健、介護保険などの届けを一箇所で可能とする窓口と、住民票や税証明など需要の多い各種証明の窓口を集約するワンストップサービスを実施する。 | 20<br>(調査) |
| 窓口業務時間の延長                 | フレックスタイム勤務制度などを活用し、窓口業務時間を延長する。   | 20<br>(一部) |
| 職員の接遇の向上                  | 窓口等における職員の対応は市民満足度を高める上で重要であることから、全職員の意識改革を図る接遇研修等を実施し、接遇を向上する。                         | 18         |
| 窓口の案内人の配置                 | 窓口業務の繁忙期等に、申請書の記載方法の説明などをする案内人を配置する。  | 20<br>(調査) |
| 住民記録情報システム運用管理事業の見直し      | 住民記録情報システムと各課が所管するシステム（税、国民年金、老人医療等）との連携を図るため、機器の更新計画に合わせ改善する。                          | 18         |
| 出張所における住民記録情報（所得情報）の活用の拡大 | 出張所で「所得要件や課税要件を把握して受付する業務」に迅速に対応するため、所得情報の利用範囲を整理し、住民記録情報システムの活用を拡大する。                  | 19         |
| 文書管理・電子決裁システムの構築          | 市の意思決定を迅速化し、情報公開等への迅速な対応を可能にするため、文書管理・電子決裁システムを構築する。                                    | 22         |
| 電子入札・契約システムの構築            | 入札に伴う資格申請書から、入札、受注者との契約までの業務を効率化するため、インターネットを活用した電子入札・契約システムを構築する。                      | 23         |

## 6 「各種業務等の改善」及び「事務事業評価結果による見直し」

| 改革項目           | 実施内容   | 実施予定年度     |
|----------------|--|------------|
| 総合調整機能の強化      | 市の政策や重要事項の決定に際し、的確なトップマネジメントの補佐と庁内の情報共有化による円滑な行政運営方法を強化する。                                       | 17         |
| 歴史資料等の保存       | 保存年限を超えた行政文書のうち将来歴史資料となりうるものを整理保存する方法を確立する。  | 19         |
| 補助金手続きの簡略化     | 定額補助に関する事務や実績報告書の提出方法など、補助金の手続きを簡略化する。   | 20         |
| 小・中学校の適正配置等    | 教育環境の充実のため小・中学校の適正配置を検討するとともに、平成 20 年度に小学校の通学区見直しを実施する。  | 20<br>(一部) |
| コンプライアンス体制の充実  | 行政の透明性をより高め、市民から信頼される市役所をつくるため、内部通報制度を含めた市のコンプライアンス（法令遵守）体制を充実する。                                | 21<br>(一部) |
| 生涯学習振興会の組織づくり  | 生涯学習や地域づくり活動等を振興するため、これらに関連する団体等のネットワークにより（仮称）生涯学習振興会を組織化する。今後、段階的に各地区で振興会が組織化された後、全市的な振興会を設立する。 | 24         |
| 交通傷害保険事業の廃止    | 加入者の減少や民間保険の充実など社会情勢の変化により、一定の役割を終えたと判断し事業を廃止する。   | 18         |
| 高齢者祝福事業の廃止     | 高齢者に対する一律現金給付を段階的に廃止する。（18 年度に喜寿、19 年度に米寿、20 年度に百歳）  | 17         |
| 福祉タクシー助成事業の見直し | 障がい者の外出支援方法を選択性にし、自動車燃料助成導入を検討する。  | 17         |
| 救急医療啓発普及事業の見直し | 事業内容の見直しを行い、救急医療に関する啓発の効果を高める。   | 18         |
| 在宅当番医制度の見直し    | 受診状況等に応じた制度へ見直しを行う。  | 20<br>(一部) |
| 学校施設開放事業の利用促進  | 学校施設開放事業の利用促進のため、積極的に情報提供を行い、開放校の拡大について検討する。   | 18         |
| 監査事務の見直し       | 行政事務の執行に関する監査など監査機能の強化を図り、監査に関する情報を市のホームページ等で分かりやすく公表する。   | 18         |

## II 民間委託等の推進

### 1 民間活力の導入など

市が実施している施策や事務事業について、「行政が行わなければならない仕事は何か」「行政はこの仕事に関与すべきか」という原点に返って実施主体の見直しを行い、民営化、民間委託、指定管理者制度の活用、公益活動団体や市民との協働などを推進する。また、行政事務を近隣自治体と共同処理する「広域化」について方策を検討する。

| 改革項目                     | 実施内容   | 実施予定年度     |
|--------------------------|--|------------|
| 秘書業務の見直し                 | 随行のあり方を見直すとともに、秘書業務を専門とする人材派遣等について検討する。                              | 20<br>(一部) |
| 市営駐車場運営事業の見直し            | 東駐車場の利用促進のため、料金体系を見直す。また東西駐車場において指定管理者制度を活用する。                       | 18         |
| 職員研修業務の委託                | 効果的で効率的な職員研修とするため、外部委託等を促進する。  | 18         |
| 庁内 LAN システム管理の委託         | 庁内 LAN システム管理のうち現在直営業務の委託を実施する。                                      | 20<br>(一部) |
| 給食センター業務の委託拡大            | 給食センターのボイラー業務の委託を行う。   | 17         |
| 水道開閉栓業務委託事業の見直し          | 現在の水道開閉栓業務委託の業務内容に、職員が対応している漏水等の異常水量に対する現地調査業務等を新規に加えるなど委託業務範囲を拡大する。 | 20<br>(調査) |
| 土木維持管理業務の委託              | 土木維持管理の委託業務の統合化や現行直営業務の委託化を進める。                                      | 19         |
| 芸術文化発表支援事業の見直し           | 市民文化活動の展示会の運搬等の支援をしているが、今後は、市民主導の自立した活動へと移行していく。                     | 20<br>(調査) |
| 脳障がい者等の地域交流会事業の見直し       | 公益活動団体が主催できる可能性があり、実施主体を見直す。   | 19<br>(停止) |
| 広報紙作成の委託等                | 広報きたひろしまの作成発行業務を民間委託又は市民協働型により実施する。                                  | 21         |
| 公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度活用 | 公園・緑地、パークゴルフ場の管理において指定管理者制度を活用する。                                    | 20         |
| 総合体育館の委託等                | 総合体育館業務の委託拡大又は指定管理者制度の活用により、施設の管理運営やスポーツ教室などの事業を委託等の手法で実施する。         | 20         |
| 上下水道料金収納業務委託事業の見直し       | 上下水道料金収納の委託料について、歩合制の課題も含めて内容を見直す。                                   | 20<br>(調査) |
| 各種スポーツ教室開催事業の見直し         | 市民ニーズを的確に把握し、事業の実施主体を各種市民団体等へ移管する。                                   | 20<br>(一部) |
| 児童センター管理運営の委託等           | 児童センターの管理運営業務の委託又は指定管理者制度の活用を行う。                                     | 21         |
| 市立保育園の民営化                | 市の基幹となる保育園を残しながら市立保育園の民営化を進めることとし、当面平成 19 年度に 4 園のうち 1 園の民営化を行う。     | 23         |
| 市営住宅管理の委託等               | 市営住宅と併設の駐車場管理業務の委託化又は指定管理者制度の活用を行う。                                  | 20<br>(調査) |
| 学童クラブ運営方法の見直し            | 市民の参加・協働による自主的、弾力的な学童クラブの運営を目指し、委託化を含め運営方法を見直す。                      | 20<br>(一部) |



| 改革項目              | 実施内容   | 実施予定年度     |
|-------------------|--|------------|
| 土木積算・施工管理業務の委託    | 土木積算や土木施工管理業務の外部委託を実施する。   | 20<br>(調査) |
| 下水処理センター管理の委託等    | 下水処理センター管理業務の包括業務委託を行う。  | 20         |
| 図書館業務の委託の拡大       | 図書館業務について外部委託を拡大する。  | 19         |
| フレンドリーセンター運営事業の充実 | より多くの方が参加できるよう事業内容を見直すとともに、運営委員会による自主運営へと移管する。                                       | 19<br>(停止) |
| 芸術文化ホール管理等の委託等    | 芸術文化ホール管理等の委託業務の拡大又は指定管理者制度の活用を行う。   | 20<br>(一部) |
| 消防業務の領域の見直し       | 現在市長部局で行っている業務の一部を消防において担当することを検討する。   | 20<br>(調査) |
| 消火栓維持業務等の委託の検討    | 消防業務を全般的に検証し、消火栓維持業務など外部委託可能な業務を検討する。  | 20<br>(調査) |
| 消防の本部業務の広域化の検討    | 消防の本部業務（事務、通信、指令）について広域化の検討を行う。  | 20<br>(調査) |
| 水道業務の広域化の検討       | 石狩東部広域水道企業団（北広島・江別・千歳・恵庭・北海道・長幌上水道企業団で構成）から現在用水を購入しているが、末端給水も含めて企業団が広域的に処理する方策を検討する。 | 20<br>(調査) |

### Ⅲ 定員管理・給与の適正化

#### 1 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

財政危機に直面する中、人件費の抑制は、健全な財政運営にとって重要な課題である。最小の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治運営の基本原則に立ち返り、職員数の適正管理及び人事・給与制度の見直しを実施する。

##### (1) 職員数の適正管理

###### ① システムの改革

職員数の適正管理には業務体制の改善、職員意識の改革、あるいは行政サービスの取捨選択などが考えられるが、今後は各種業務の外部委託や市民や公益活動団体との協働に委ねるシステムの改革を検討する。

###### ② 職員数の削減

業務の民間委託や民営化、指定管理者制度の導入、事務の広域処理、行政組織のスリム化、市民との協働などの行財政構造改革の取組を徹底的に実施し、職員の年齢構成に十分配慮しながら、新規採用を抑制することにより、今後10年間で15%（80人程度）の職員を削減する。

■平成17年4月1日 実職員数 523人

■平成22年4月1日 目標職員数 490人

■平成27年4月1日 目標職員数 443人

##### (2) 人事制度の見直し

厳しい行財政環境の下で職員の意欲を高めるためには、職務上の実績を評価し、昇任・昇格や給与面への反映を行うことが求められる。今後、「目標管理制度の導入」「人事評価制度の導入」「能力・業績を反映させる給与制度への転換」などに着手する。

##### (3) 給与制度の見直し

市職員の給与制度は、これまで人事院勧告に基づく国の給与制度を基本として設けられている。今後は、大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を十分考慮し、市職員の給与制度の見直しを実施する。

また、特殊勤務手当については、必要性などを検証し見直しを行う。

| 改革項目         | 実施内容  | 実施予定年度     |
|--------------|---|------------|
| 職員数の削減       | 平成18年度に定員適正化計画を見直し、業務の民間委託や民営化、行政組織のスリム化等を推進することにより、現在523人の職員数を今後10年間で15%（80人程度）削減する。 | 18         |
| 給与制度の見直し     | 大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を考慮し、本市の職員給与制度の見直しを実施する。                                      | 19         |
| 特殊勤務手当の見直し   | 特殊勤務手当の必要性などを検証し、見直しを行う。  | 19         |
| 時間外勤務の縮減     | 職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取組を強化する。   | 20<br>(一部) |
| 民間企業等経験者の採用  | 今後の職員の年齢構成を考慮しながら、豊富な知識を身につけた民間企業等経験者の採用を行う。  | 20<br>(一部) |
| 任期付職員採用制度の導入 | 専門的な行政課題や一定期間に終了する業務に対応するため、任期付職員採用制度を導入する。   | 20<br>(調査) |

## IV 出資団体の見直し

### 1 プラン策定の目的

市が出資又は出捐（以下「出資」という。）を行う民法法人又は商法法人である第三セクターは、これまで行政施策と密接に連携しながら、公共サービスを提供する役割を担ってきた。また、市が出資している団体としては、北広島市土地開発公社も「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、公共施設用地を先行取得してきたほか、土地造成事業として工業団地の造成、工業用地の販売を行ってきた。

しかし他の自治体では、第三セクターや土地開発公社が倒産・解散し、設立自治体の財政運営に影響を及ぼす事例も報告され、第三セクターの意義、収支見通し、関与のあり方などに見直しが求められてきている。総務省からは「第三セクターに関する指針の見直しについて」（平成15年12月12日通知）が出され、民営化を含め、既存団体の見直しを積極的に進めるよう求められている。

また、平成17年3月には「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が総務省から示され、平成21年度までの間に地方公社や第三セクターの運営を見直すとともに、集中改革プランとして公表することが求められている。

これらの状況において、今後とも当市の出資団体が健全な運営を継続するとともに、団体の設立目的の達成に向けたより効率的な運営をするために、出資団体見直しプランを策定する。

### 2 見直しの対象団体

総務省の「第三セクターに関する指針の見直しについて」では、地方公共団体が出資している民法法人及び商法法人を見直しの対象としている。

市が出資している団体は、民法法人や商法法人以外にも、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく北広島市土地開発公社を含め、平成17年3月31日現在で25団体となっている。出資団体に対する市の出資割合は、(財)北広島市夜間急病協会と北広島市土地開発公社以外はすべて10%未満であり、そのうち1%未満のものが17団体ある。(表1参照)

これらを踏まえ、北広島市出資団体見直しプランは、市が主導的に関与している団体を対象とし、資本金その他これらに準じるものの25%以上を出資していることを基準とする。この基準で対象となる法人は、(財)北広島市夜間急病協会と北広島市土地開発公社となる。

表1 出資団体の一覧

| 番号 | 団体名              | 市の出資割合  | 番号             | 団体名              | 市の出資割合 |
|----|------------------|---------|----------------|------------------|--------|
| 1  | (財)北広島市夜間急病協会    | 100.00% | 14             | (財)北海道地域医療振興財団   | 0.13%  |
| 2  | 北広島市土地開発公社       | 100.00% | 15             | (財)北海道勤労者信用基金協会  | 0.10%  |
| 3  | 石狩東部広域水道企業団      | 6.82%   | 16             | 札幌国際カントリークラブ     | 0.09%  |
| 4  | 札幌市森林組合          | 5.08%   | 17             | 北海道土地改良事業団体連合会   | 0.09%  |
| 5  | 北広島熱供給(株)        | 5.00%   | 18             | (株)島松ゴルフ場        | 0.07%  |
| 6  | 北海道はまなす食品(株)     | 5.00%   | 19             | (財)札幌交響楽団        | 0.06%  |
| 7  | 札幌広域圏組合          | 3.49%   | 20             | (財)都市農山漁村交流活性化機構 | 0.04%  |
| 8  | (財)北海道社会福祉施設運営財団 | 1.90%   | 21             | (社)札幌ゴルフ倶楽部      | 0.01%  |
| 9  | (財)北海道市町村職員福祉協会  | 0.63%   | 22             | 北海道曹達(株)         | 0.01%  |
| 10 | (財)北海道健康づくり財団    | 0.22%   | 23             | 北海道農業信用基金協会      | 0.00%  |
| 11 | (財)北海道暴力追放センター   | 0.19%   | 24             | (社)北海道私学振興基金協会   | 0.00%  |
| 12 | (財)北海道学校保健会      | 0.15%   | 25             | 北海道信用保証協会        | 0.00%  |
| 13 | (財)北海道建設技術センター   | 0.14%   | (平成17年3月31日現在) |                  |        |

(1) (財)北広島市夜間急病協会

(財)北広島市夜間急病協会は、昭和56年4月に広島町内に道内15番目の夜間急病センターが開設されて以来、現在に至るまでその運営を担ってきた。夜間急病センターは、それまでの在宅当番医制度を拡充し地域住民の夜間の急病や電話での診療相談に対応してきており、同協会による着実な夜間急病センターの運営により市民の安心を確保してきた。

受診者数推移(表2参照)をみると、年間約三千人の受診があり、受診率(総人口に対する受診者数の割合)は低下傾向にある。これは、民間医療施設における夜間診療が広まってきたことも要因の一つと考えられる。今後高齢者の増加など開設当初とは異なる社会環境変化への対応や施設の老朽化に際し、夜間急病センターのあり方を検討する転換期ととらえることもできる。

表2 夜間急病センターの受診者数推移

| 年度   | 56年度   | 60年度   | H2年度   | H7年度   | H12年度  | H16年度  |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診者数 | 2,784  | 2,706  | 2,587  | 3,094  | 3,074  | 2,955  |
| 人口   | 35,571 | 40,853 | 47,758 | 53,537 | 57,731 | 60,253 |
| 受診率  | 7.8%   | 6.6%   | 5.4%   | 5.8%   | 5.3%   | 4.9%   |

(単位:人)

(2) 北広島市土地開発公社

昭和48年に広島町土地開発公社が発足して以来、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、市の公共事業に供する土地の先行取得及び独自の土地造成事業を実施してきた。公有地の先行取得業務に関しては、平成7年度から平成15年度までに20件、19.08haの事業を

実施してきた。

また、土地造成事業として計画された大曲第3工業団地については、平成3年度から造成に着手し平成6年12月に完了した。平成5年度には16区画の予約契約を締結、工事完了前にも一部工事を終了した区画の本契約に至るなど、工事着手以降に景気が後退し土地価格が下落していた中であっても、不良資産を抱えることなく一定の収益をあげ造成事業用地を完売することができた。また、固定負債（長期借入金）については、17年度中にすべて返済を終えている。

### 3 見直しのための具体的な取組み

財団法人及び社団法人は営利企業とは異なり、サービスを受ける側がサービス提供者を選択できない場合が多いことから、サービスに対する評価の客観性が乏しくなる傾向があるといわれている。

(財)北広島市夜間急病協会が運営している夜間急病センターは、他に類する施設がないことなどから設置されたものであり、活動内容について客観的な評価を受ける機会が限定されている。今後の運営においては、利用者による点検評価などを行うことが、施設運営の改善にとって望ましいことと考えられる。

地方自治体においても同様の傾向があることから、近年事務事業評価や外部評価導入の取組みが行われ、サービスの評価が行政運営上重要な位置づけとなってきている。民間の医療機関においても、第三者機関による病院機能評価が導入されてきていることもあり、市が関与する一次医療機関として、今後何らかの評価実施に取り組んでいく必要がある。

また、土地開発公社において今後独自の土地造成事業を実施する場合には、事業の収支見通しが一段と困難な社会状況となることが予想されることから、土地取得、造成、販売までの時間短縮と開発手法やリスク回避方策の検討など、事業決定前に綿密な整理を行う必要がある。

#### 取組みの内容

##### (1) 点検評価の充実

市は15年度から事務事業評価を実施しており、評価結果書は、市民と行政が施策に関する情報を共有するための資料となっている。

出資団体の評価を市が実施する際に、外部の有識者に評価を委ねるなど評価の充実を図る。

また、団体においても公益的性格を持って活動していることから、団体独自で自己点検評価を実施するよう市から働きかける。

##### (2) 定期的監査の実施

地方自治法第199条第7項後段では、「監査委員は市長の要求があるときは、市が2分の1以上出資する法人に対し監査をすることができる」こととなっており、団体が実施する内部監査のみならず市の監査委員による定例的な監査の充実を図る必要がある。

### (3) インターネットでの情報公開の実施

現在、北広島市情報公開条例に基づき経営状況を説明する文書を公開しているが、今後は市のホームページを活用し市民に分かりやすい情報公開を行う。また、団体自らがインターネットを活用した情報発信を実施するよう働きかける。

### (4) 経営の効率化への取組み

#### ① (財)北広島市夜間急病協会

発足から20年以上経過し社会経済状況も変化していることから、高齢社会における急病疾患への対応、職員給与を含めた運営の効率化の検討など、診療の質の向上と効率的な団体運営をめざすため、財団法人の運営方式の見直しについて検討する。

#### ② 北広島市土地開発公社

今後公社が土地造成事業を実施する場合には、堅実な事業収益性の確保と、事業完了までの時間を最大限短縮するための体制など、効率的な事業運営を目標とした事業計画を公社として立案する。

## V 経費節減等の財政効果

### 1 長期財政推計

これまでも人件費・公債費および建設事業などで支出の削減・抑制を継続的に行い、効率的な財政運営に努めてきました。しかし、今後は扶助費などの福祉経費が増加するにもかかわらず、税の伸び悩みや交付税の減少などが予想されます。

そこで、平成 20 年度予算をベースとし、行財政構造改革・実行計画の期間である 26 年度までの財政推計を行いました。

推計では現行の税財政制度がそのまま推移すると仮定し、下記の条件で試算を行った結果、次表「長期財政推計（20 年度～26 年度）」のように、26（2014）年度までの財源不足額の累計としておよそ 34 億円が見込まれる状況となっています。

なお、近年は地方税財政制度が大きな変革の時期にあることから、制度改正を注視しながら財政推計の見直しを行っていきます。

#### ※長期財政推計の条件

長期財政推計の平成 20 年度は予算額を計上し、21 年度以降は現行制度を基本としながら過去の収支実績などを考慮して推計を行いました。

##### 1. 歳入

①市 税～市民税は緩やかな人口増加により個人市民税が微増。固定資産税は地価の下落により減少しますが、新築住宅の建設などにより一定程度の伸びが見込まれるため増加。市税全体では、増加するものと見込んでいます。

②交付税～現在の地方財政計画における交付税の考え方を基本とし、19 年度に創設された地域再生対策費を含めて積算していますが、交付税全体では減少するものと見込んでいます。

##### 2. 歳出

①人件費～第 3 次定員適正化計画（20～24 年度）に基づき積算し、減少するものと推計しています。

②扶助費～生活保護、障がい福祉、医療給付などは、引き続き対象者が増加するものと推計しています。

③公債費～第 3 次実施計画に計上した起債発行を行っても、既存の公債費の償還が進むため減少するものと推計しています。

##### ④普通建設事業費

～第 3 次実施計画事業を計上。23 年度以降は一定額で推計しています。

##### 3. その他

21 年度以降、繰越金・基金取崩しなどの財源対策は見込んでいません。

# 長期財政推計（平成20年度～26年度）

（単位：百万円）

|    | 平成20年度       |        | 平成21年度 |        | 平成22年度 |        | 平成23年度 |        |        |
|----|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |              | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        |
| 収入 | 市税           | 7,632  | 7,632  | 7,619  | 7,619  | 7,721  | 7,721  | 7,773  | 7,773  |
|    | 地方譲与税等交付金    | 1,277  | 1,277  | 1,320  | 1,320  | 1,308  | 1,308  | 1,307  | 1,307  |
|    | 地方交付税（臨財債含む） | 3,839  | 3,839  | 3,703  | 3,703  | 3,559  | 3,559  | 3,591  | 3,591  |
|    | 国庫支出金・道支出金   | 3,297  | -      | 3,375  | -      | 3,765  | -      | 3,385  | -      |
|    | 地方債（臨財債除く）   | 845    | -      | 860    | -      | 1,671  | -      | 800    | -      |
|    | その他          | 1,161  | 171    | 785    | 27     | 785    | 27     | 785    | 27     |
|    | 収入合計         | 18,051 | 12,919 | 17,662 | 12,669 | 18,809 | 12,615 | 17,641 | 12,698 |

|    | 平成20年度    |        | 平成21年度 |        | 平成22年度 |        | 平成23年度 |        |        |
|----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |           | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        |
| 支出 | 人件費       | 4,707  | 4,465  | 4,654  | 4,449  | 4,642  | 4,438  | 4,498  | 4,300  |
|    | 扶助費       | 2,992  | 983    | 3,101  | 1,056  | 3,187  | 1,077  | 3,367  | 1,117  |
|    | 公債費       | 2,293  | 2,118  | 2,296  | 2,212  | 2,236  | 2,152  | 2,223  | 2,143  |
|    | 小計（義務的経費） | 9,992  | 7,566  | 10,051 | 7,717  | 10,065 | 7,667  | 10,088 | 7,560  |
|    | 普通建設事業費   | 1,476  | 1,230  | 1,532  | 1,288  | 1,568  | 1,318  | 1,571  | 1,316  |
|    | 繰出金       | 2,112  | 408    | 2,356  | 500    | 3,502  | 466    | 2,260  | 480    |
|    | その他       | 4,471  | 3,715  | 4,364  | 3,727  | 4,421  | 3,798  | 4,429  | 3,809  |
|    | 支出合計      | 18,051 | 12,919 | 18,303 | 13,232 | 19,556 | 13,249 | 18,348 | 13,165 |

一般財源不足額 H20 **0** H21 **△ 563** H22 **△ 634** H23 **△ 467**

（単位：百万円）

|    | 平成24年度       |        | 平成25年度 |        | 平成26年度 |        |        |
|----|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |              | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        |
| 収入 | 市税           | 7,736  | 7,736  | 7,839  | 7,839  | 7,918  | 7,918  |
|    | 地方譲与税等交付金    | 1,306  | 1,306  | 1,302  | 1,302  | 1,298  | 1,298  |
|    | 地方交付税（臨財債含む） | 3,667  | 3,667  | 3,516  | 3,516  | 3,397  | 3,397  |
|    | 国庫支出金・道支出金   | 3,409  | -      | 3,434  | -      | 3,457  | -      |
|    | 地方債（臨財債除く）   | 800    | -      | 800    | -      | 800    | -      |
|    | その他          | 785    | 27     | 785    | 27     | 785    | 27     |
|    | 収入合計         | 17,703 | 12,736 | 17,676 | 12,684 | 17,655 | 12,640 |

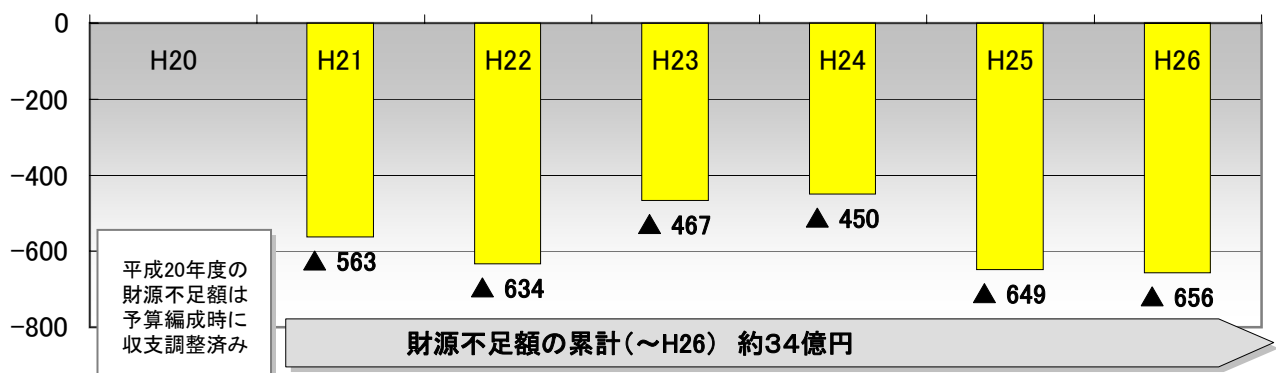
|    | 平成24年度    |        | 平成25年度 |        | 平成26年度 |        |        |
|----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    |           | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        | うち一般財源 |        |
| 支出 | 人件費       | 4,409  | 4,215  | 4,469  | 4,272  | 4,317  | 4,127  |
|    | 扶助費       | 3,476  | 1,139  | 3,593  | 1,165  | 3,715  | 1,193  |
|    | 公債費       | 2,240  | 2,164  | 2,239  | 2,162  | 2,251  | 2,174  |
|    | 小計（義務的経費） | 10,125 | 7,518  | 10,301 | 7,599  | 10,283 | 7,494  |
|    | 普通建設事業費   | 1,608  | 1,347  | 1,645  | 1,379  | 1,685  | 1,411  |
|    | 繰出金       | 2,260  | 480    | 2,260  | 480    | 2,260  | 480    |
|    | その他       | 4,468  | 3,841  | 4,483  | 3,875  | 4,519  | 3,911  |
|    | 支出合計      | 18,461 | 13,186 | 18,689 | 13,333 | 18,747 | 13,296 |

財源不足累計額  
H20～26

一般財源不足額 H24 **△ 450** H25 **△ 649** H26 **△ 656** **△ 3419**

（百万円）

## 長期財政推計による財源不足の推移





## 2 財政改善の目標

平成20年度から26年度までの財政推計で見込まれる約34億円の財源不足額を解消し、財政の均衡を保つためには、行財政構造改革を着実に推進する必要があります。

この実行計画では20年度予算をベースとして、実行計画を実施することによる26年度までの改革改善の効果額を約29億円と見込んでいます。（下表）

これを一つの目標とし、すでに実施済みの改革では効果を継続させ、未実施の改革は計画どおりに推進するとともに、定期的な進行管理を通して財源不足額を解消していきます。

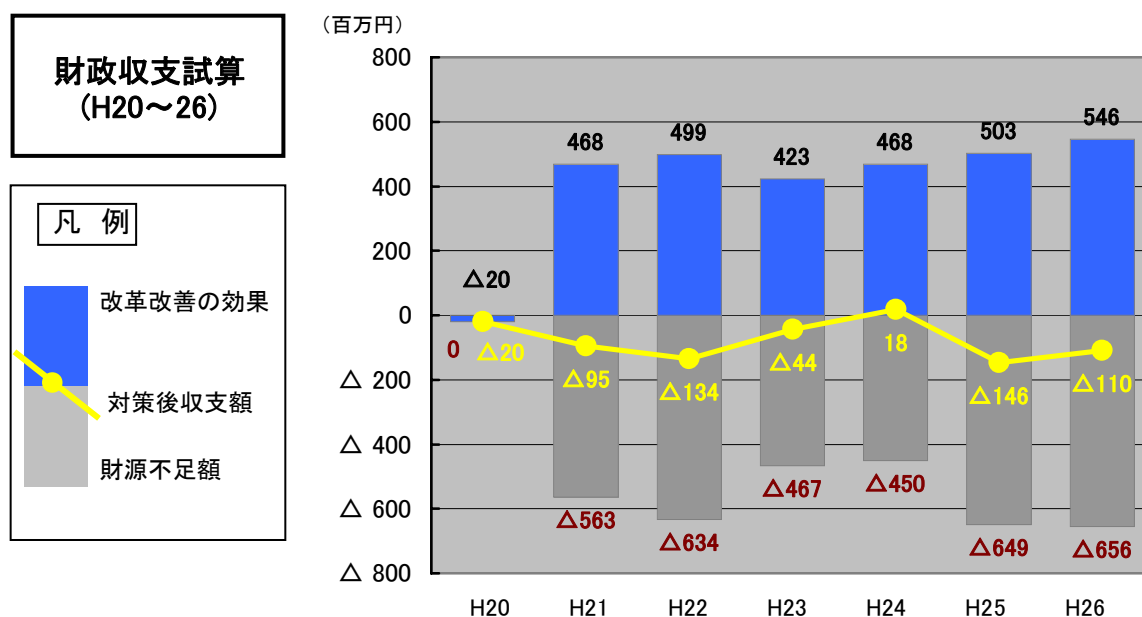
### 平成26年度までの財政収支試算

（単位：百万円）

|                      | H20  | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | 合計    |
|----------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財源不足額 (A)            | 0    | 563   | 634   | 467   | 450   | 649   | 656   | 3419  |
| 負担金・補助金の見直し          | 0    | 16    | 17    | 17    | 17    | 17    | 17    | 101   |
| 事業の見直し等              | 0    | 36    | 23    | △ 34  | △ 43  | △ 54  | △ 45  | △ 117 |
| 職員数の適正管理             | 0    | 32    | 69    | 103   | 147   | 193   | 227   | 771   |
| 改革に要する経費 *           | △ 82 | △ 100 | △ 105 | △ 139 | △ 129 | △ 129 | △ 129 | △ 813 |
| 支出の削減効果 ①            | △ 82 | △ 16  | 4     | △ 53  | △ 8   | 27    | 70    | △ 58  |
| 受益者負担等の見直しによる収入の増加 ② | 62   | 134   | 145   | 126   | 126   | 126   | 126   | 845   |
| 小計 (①+②) (B)         | △ 20 | 118   | 149   | 73    | 118   | 153   | 196   | 787   |
| 施策の重点化等 * (C)        | 0    | 350   | 350   | 350   | 350   | 350   | 350   | 2100  |
| 改革改善の効果 (B+C)        | △ 20 | 468   | 499   | 423   | 468   | 503   | 546   | 2887  |
| 対策後収支額 (B+C-A)       | △ 20 | △ 95  | △ 135 | △ 44  | 18    | △ 146 | △ 110 | △ 532 |

\*「改革に要する経費」とは、行政サービスの向上や電子自治体の構築などの改革に要する経費です。

\*「施策の重点化等」とは、施策の優先順位付けによる事業費の見直しや予算執行での節約などによる効果を表します。



## VI その他

### 1 市民参加の推進

市民の英知を幅広く反映しながら市政運営を行うためには、市民一人ひとりが行政に直接意見を言える機会を拡充するための新たな方策や仕組みづくりが必要である。市民ニーズを的確に捉え、市民参加をより効果的なものにするためには、市民参加の手続きがその時々判断に委ねられることなく実施され、市政運営の様々な分野に参加できることが制度として保障されなければならない。そのために有効な手法である「市民参加制度の条例化」を市民とともに進め、市民参加を促進する。

#### (1) 市民参加条例等の策定

生活者である市民の意向を市政に反映させるための仕組みづくりであり、行政だけで検討・策定するのではなく、原案段階から市民とともに考えながら策定を進める。公募による市民・学識経験者・各種企業・団体の代表者等で構成する条例策定に向けた審議組織を設置し、検討過程を公開して素案を作成し、パブリックコメント等により市民意見の反映を行いながら、条例化を進める。

#### (2) その他

市民参加型ミニ市場公募債の導入、市民電子会議室の設置など市民参加の手法について検討する。

| 改革項目       | 実施内容   | 実施予定年度 |
|------------|--|--------|
| 市民参加条例等の策定 | 市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化するため、新たに設置する市民委員会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で条例等を策定する。 | 20     |
| 市民意識調査の実施  | 市民主役の行政を実践するため、市の施策について満足度、重要度などを定期的に調査する。                                 | 20     |
| ミニ市場公募債の導入 | 市民密着型の施設を建設する際などに、市民参加型のミニ市場公募債を導入する。                                      | 19     |
| 市民電子会議室の設置 | 行政への市民参加を促進するため、市のホームページ上に電子会議室を設置する。                                      | 19     |

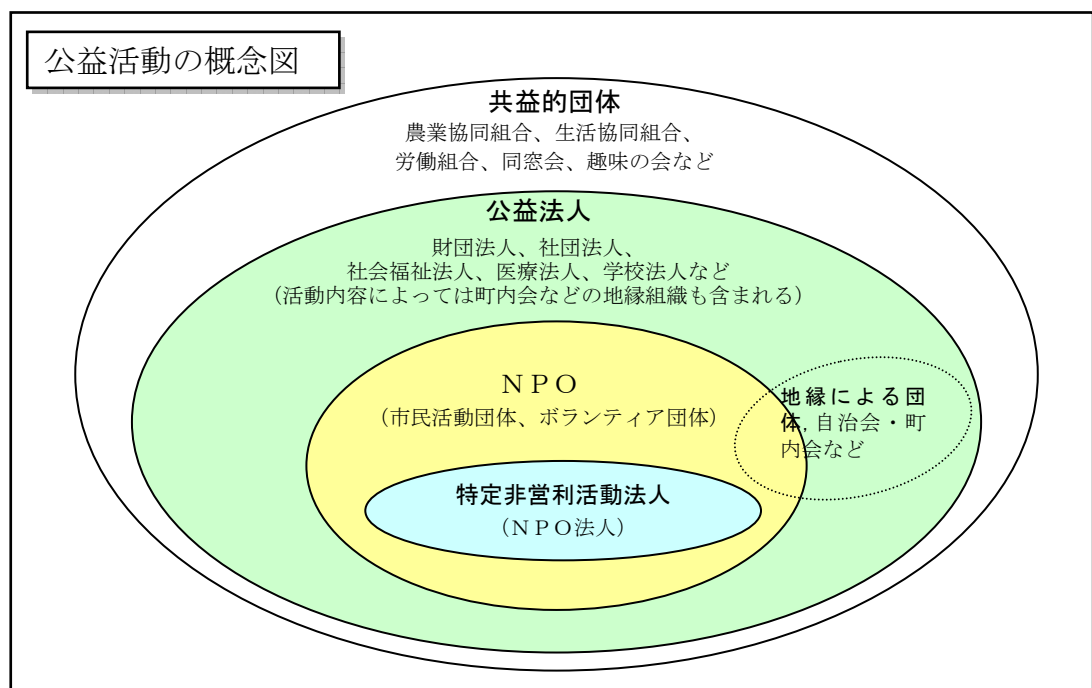
### 2 情報の共有化

市の行政情報を積極的に公表して市民と情報を共有することは、市民参加や協働を促進する上で必要不可欠なことである。市のホームページを始めとした様々な広報手段を活用して情報提供を行うとともに、政策形成過程の情報の公表を進める。

| 改革項目             | 実施内容   | 実施予定年度     |
|------------------|--|------------|
| 行政情報の積極的公表       | 報道機関への定期的な情報提供など様々なメディアや手法を活用し、行政情報を積極的に公表する。  | 20<br>(一部) |
| ホームページの充実        | 市民への情報提供を進めるため、市役所の担当部局ごとのホームページ掲載、更新を進め充実を図る。 | 18         |
| 市民要望、よくある質問などの公表 | 過去に寄せられた要望や質問とそれに対する回答をデータベース化し、ホームページなどで公表する。 | 18         |
| 予算編成過程の情報の公表     | 市の予算編成過程の情報を公表する。                              | 19         |
| 会議録等の迅速な公表       | 音声入力ソフトを導入することにより会議録等を迅速に作成し、積極的に公表する。         | 23<br>(一部) |

### 3 協働の推進

これからの行政は、多様化するニーズや行政だけで対応しきれない新たな社会的課題に、公益活動団体や市民との協働の領域と機会を広げていくことで対処していく必要がある。地域社会と密着した活動を行う公益活動団体や市民と協働することにより、これまで以上に市民満足度の高いサービスの提供を図る。



#### (1) 協働を促進するための方策

次に掲げる事項の具体化を進める。

- ① 公益活動の重要性が認識されるような情報発信を行い、市民理解を深めることにより「活動を支える社会風土の醸成」を行う。
- ② 活動の自主性を損なわないよう配慮しながら「活動の助成」を行う。
- ③ 団体の組織を担う人材の育成や組織のマネジメント能力を育成するため「人材の育成、組織基盤の強化」を行う。

- ④ 行政との協働を進める前提として「情報提供、情報交換の推進」を行う。
- ⑤ 地域住民との交流促進や団体の活動を活性化するために「活動の場の確保」を行う。

## (2) 協働を進める庁内体制づくり

公益活動団体と市職員の相互理解と信頼関係の構築が最優先課題である。

### ① 職員の意識改革（研修）

協働のあり方や公益活動団体の理解を深めるとともに、活動への積極的参加を推奨する。

### ② 協働の事例の積み上げによるノウハウの蓄積、共有化

市の事業との協働の事例を増やし、団体についての情報の集積と共有化を進める。

## (3) 協働の指針策定への取組み

公益活動団体と行政がお互いの特性を活かし、協力して課題に取り組むため、市民、NPO法人、学識経験者、関係機関等の参画を得て、市における公益活動団体との協働の指針を策定する。

| 改革項目               | 実施内容  | 実施予定年度     |
|--------------------|---|------------|
| 公益活動団体との協働の指針策定    | 地域社会と密着した活動を行う公益活動団体や市民との協働を推進するため、新たに設置する（仮称）協働推進懇談会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で指針を策定する。 | 20         |
| 公益活動団体の活動の場の確保     | 公益活動団体の活動を支援するため、継続的な活動の場を確保する。   | 20<br>(一部) |
| 公益活動団体への業務委託の推進    | 専門性、先見性をもって活動する団体を支援するとともに、市民サービスを向上するために、市の業務の公益活動団体への委託を推進する。                       | 20<br>(一部) |
| 公共施設の里親制度の導入       | 市民や町内会、企業、学校などが、公園、道路、河川等を養子にみだてて、愛情と責任をもって清掃美化する制度（アダプトプログラム）を導入する。                  | 20         |
| 災害時における市民との協働体制の強化 | 自主防災組織の設立を促進し、体制を強化することにより、災害時における市民との協働体制を強化する。                                      | 20<br>(一部) |

## 4 財源確保の取組み

厳しい財政状況の中で自主財源を確保し市の収入増加を図るため、市民理解を得ながら優先順位を定め、次の方策に取り組んでいく。

### (1) 市税の収納率向上対策のさらなる強化

- ① 徴収体制の強化の取組み
- ② 納付方法の拡大
- ③ 悪質滞納者への対応

### (2) 税外収入の確保

- ① 公共物等への有料広告の掲載
- ② 負担金・使用料等の滞納防止と収納率の向上

### (3) 課税自主権の活用

法定外普通税や法定外目的税など新税の導入を検討する。

### (4) 未利用市有地の処分等

未利用市有地の処分等は、その処分等による収入だけではなく、売却した土地に住宅や店舗等が建設されることによる地域や経済の活性化、さらには税収への波及効果などを生み出すことになることから、自主財源確保の手段として積極的、計画的に実施していく。

| 改革項目          | 実施内容   | 実施予定年度     |
|---------------|--|------------|
| 市税の徴収体制の強化    | 夜間や休日の電話催告の強化実施、管理職を含めた徴収業務支援体制の強化、滞納管理システムの導入などにより、未納者への早期対応を行う体制をとる。 | 19         |
| 市税の納付方法の拡大    | コンビニエンスストアでの収納取扱いを含め、口座振替の促進や収納方法の拡大を進める。                              | 20<br>(調査) |
| 悪質滞納者への対応の強化① | 行政サービスの制限等を盛り込む悪質滞納者に対する特別措置条例等について検討する。                               | 20<br>(調査) |
| 悪質滞納者への対応の強化② | 財産差押え等の執行強化など、滞納者に対する対応を強化する。  | 20<br>(一部) |
| 公共物等への有料広告の掲載 | 自主財源を確保するため、市の印刷物や公共施設への有料広告の掲載基準を策定し、収入増加を図る。                         | 18         |
| 法定外税導入の検討     | 新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税など新税の導入を検討する。                 | 20<br>(調査) |
| 未利用市有地の処分     | 未利用市有地の処分等を計画的に実施する。また、地域のまちづくりを促進するため、土地利用の提案を募集し、土地を賃貸するなどの方策を検討する。  | 20<br>(一部) |

## 5 財政の健全性の維持

地方自治体を取り巻く行財政環境や税財政制度などが毎年度大きく変化する中であって、健全な財政運営を行うため次の方策を実施する。

- (1) 5年から10年程度の期間を見据えた財政推計を実施する。
- (2) 公共施設の整備にあたっては、従来の整備手法だけにとらわれることなく、PFI導入による効果などを検証することとし、市事業への適正な導入を図っていく。
- (3) 市が発注する建設事業について、直接的な工事コストだけではなく、工期短縮などによる時間的コストや環境負荷の低減を図る社会的コストなどを総合的に縮減するため、「北広島市建設事業コストの縮減行動計画」に基づき具体的な施策を展開していく。同時に、職員の一層の創意工夫、コスト意識の向上などの意識改革を進める。行動計画では、数値目標を設定して、建設事業コスト縮減推進本部で縮減実績について評価を行う。

| 改革項目          | 実施内容   | 実施予定年度     |
|---------------|--|------------|
| 中長期財政推計の実施    | 5年から10年程度の期間を見据えた財政推計を実施し健全な財政運営を行う。                                       | 17         |
| PFI導入指針に基づく運用 | 民間資金やノウハウを活用し、公共施設の設計、建設、維持管理、施設運営などを一体で行うPFIの導入指針に基づき具体的な運用を行う。           | 20<br>(調査) |
| 建設事業コストの縮減    | 建設事業コスト縮減行動計画に基づき、毎年行動項目を見直ししながら、各種コストを縮減する。                               | 20<br>(一部) |
| 公共施設ストック計画の作成 | 今後の修繕・更新計画の基礎資料とするため、市が所有または管理する施設の種類、耐用年数、更新年度等を明らかにした公共施設ストック計画の作成に着手する。 | 21         |
| 市債利息の軽減       | 公的資金補償金免除繰上償還が可能になったため複数の市債を整理して低利の資金に借り換え、償還に伴う利払いを軽減する。                  | 22         |

## 6 簡素で効率的な行政組織

簡素で効率的な行政組織とするため、民間活力の導入等により行政組織のスリム化を図るとともに、北海道からの権限委譲などを考慮しながら、次の基本的視点により組織改革を実施する。なお、組織については継続的な見直しを行っていく。

### 【行政組織見直しの基本的視点】

- (1) 簡素で効率的な行政組織
- (2) 分かりやすい行政組織
- (3) 政策形成、施策実現可能な行政組織

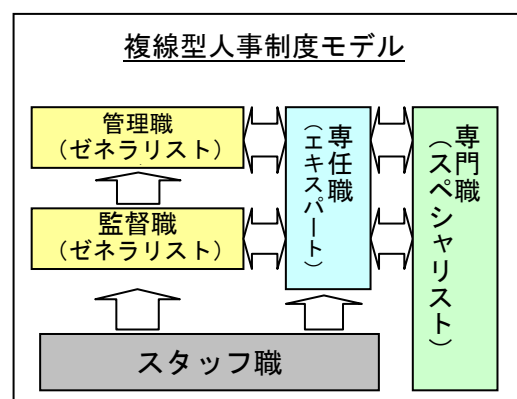
| 改革項目          | 実施内容  | 実施予定年度     |
|---------------|---|------------|
| 行政組織の改編       | 「簡素で効率的」「分かりやすい」「政策形成、施策実現可能」という視点で見直しを行い、行政組織の改編を実施する。 | 18         |
| 契約事務の一元化      | 水道部業務課の工事に関する契約事務を、契約課に事務委託し効率化を図る。                     | 17         |
| 給排水設備の完了検査の統合 | 業務課の給水設備、下水道課の排水設備の完了検査を統合する。                           | 20<br>(調査) |

## 7 人材育成の推進

職員それぞれの能力と個性を最大限に生かす人材育成をめざして、市職員のあるべき姿を明確にした上で、人材育成の4つの基本項目である「人材の確保」「人材の開発」「人材の活用」「人材の評価」について次の方策を実施する。

### (1) 人材の確保

- ① 採用情報の積極的な発信の強化、受験資格の弾力化



② 優秀な人材確保のための試験方法の検討

③ 任期付職員採用制度の検討

(2) 人材の開発

① 自己啓発に係る支援

② 職場研修の推進

(3) 人材の活用

① 育成型ジョブ・ローテーションの導入

② 複線型人事制度 職種の概念にとらわれず、ゼネラリスト（総合職）、エキスパート（専任職）、スペシャリスト（専門職）を育成する複線型人事制度導入の調査研究を行う。

(4) 人材の評価

目標管理手法や自己申告制度と連携させ、客観性のある人事考課制度へ向け充実を図る。

| 改革項目             | 実施内容  | 実施予定年度     |
|------------------|---|------------|
| 人材育成の充実          | 人材育成基本方針を改訂し、市職員の能力と個性を最大限に生かす人材の確保、開発、活用、評価の導入など人材育成を充実する。             | 20         |
| 目標管理手法や人事考課制度の導入 | 目標管理手法や人事考課制度を導入し、職員の能力を最大限に発揮できる仕組みをつくる。                               | 21         |
| 職員の人材活用の促進       | 育成型ジョブローテーションや複線型人事制度を導入し、職員の適性を見極めながら人材を活用するとともに、専任職や専門職を養成する仕組みを構築する。 | 20<br>(調査) |
| 職員の政策形成能力の向上     | 研修の充実などにより、職員の政策形成能力と説明責任意識をさらに向上させていく。                                 | 19         |